

議 第 3 6 号

消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和 6 年（2024 年）2 月 22 日 提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和 42 年条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 2 項中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 学生消防隊 年額 10,000 円

第 13 条第 3 項の表以外の部分中「災害又は警戒の職務」を「災害の職務等」に改め、同項の表支給基準の項中「時間」の次に「又は回数」を加え、同表中「又は警戒」を削り、同表に次のように加える。

団員が会議、教養訓練、予防業務等の職務に従事する場合	1 回当たり	2,000	
----------------------------	--------	-------	--

第 14 条の前の見出し及び同条を削り、第 15 条を第 14 条とし、同条に見出しとして「(費用弁償)」を付する。

第 16 条を第 15 条とする。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

新潟県柏崎市消防団員の定員、任免、給与、給与、服務等に関する条例（昭和42年12月25日条例第38号）

改正後		改正前																																			
<p>(報酬)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 基本団員には、次の年額報酬を支給する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 学生消防隊 年額 10,000円</p> <p>(8) (略)</p> <p>3 団員が災害の職務等に従事する場合には、次の表に掲げる出動報酬を支給する。</p>		<p>(報酬)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 基本団員には、次の年額報酬を支給する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>3 団員が災害又は警戒の職務に従事する場合には、次の表に掲げる出動報酬を支給する。</p>																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>支給基準</th> <th>時間又は回数</th> <th>金額 (円)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">団員が災害の職務に従事する場合</td> <td>4時間以内</td> <td>4,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4時間を超え 6時間まで</td> <td>6,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6時間を超え 8時間まで</td> <td>8,000</td> <td>8時間を超えた場合は、8,000円に超過時間に応じた金額を加算する。</td> </tr> <tr> <td>団員が会議、教養訓練、予防業務等の職務に従事する場合</td> <td>1回当たり</td> <td>2,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		支給基準	時間又は回数	金額 (円)	備考	団員が災害の職務に従事する場合	4時間以内	4,000		4時間を超え 6時間まで	6,000		6時間を超え 8時間まで	8,000	8時間を超えた場合は、8,000円に超過時間に応じた金額を加算する。	団員が会議、教養訓練、予防業務等の職務に従事する場合	1回当たり	2,000		<table border="1"> <thead> <tr> <th>支給基準</th> <th>時間</th> <th>金額 (円)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">団員が災害又は警戒の職務に従事する場合</td> <td>4時間以内</td> <td>4,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4時間を超え 6時間まで</td> <td>6,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6時間を超え 8時間まで</td> <td>8,000</td> <td>8時間を超えた場合は、8,000円に超過時間に応じた金額を加算する。</td> </tr> </tbody> </table>				支給基準	時間	金額 (円)	備考	団員が災害又は警戒の職務に従事する場合	4時間以内	4,000		4時間を超え 6時間まで	6,000		6時間を超え 8時間まで	8,000	8時間を超えた場合は、8,000円に超過時間に応じた金額を加算する。
支給基準	時間又は回数	金額 (円)	備考																																		
団員が災害の職務に従事する場合	4時間以内	4,000																																			
	4時間を超え 6時間まで	6,000																																			
	6時間を超え 8時間まで	8,000	8時間を超えた場合は、8,000円に超過時間に応じた金額を加算する。																																		
団員が会議、教養訓練、予防業務等の職務に従事する場合	1回当たり	2,000																																			
支給基準	時間	金額 (円)	備考																																		
団員が災害又は警戒の職務に従事する場合	4時間以内	4,000																																			
	4時間を超え 6時間まで	6,000																																			
	6時間を超え 8時間まで	8,000	8時間を超えた場合は、8,000円に超過時間に応じた金額を加算する。																																		
<p>(費用弁償)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>1 回当たり2,000円の費用弁償を支給する。</p>		<p>(費用弁償)</p> <p>第14条 団員が規則で定める会議、教養訓練及び予防業務等の職務に従事したときは、1回当たり2,000円の費用弁償を支給する。</p>																																			
<p>(費用弁償)</p> <p>第15条 (略)</p>		<p>第15条 (略)</p>																																			

改正後	改正前
<p>2 (略)</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第15条 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第16条 (略)</p>